

もうかる6次化・農商工連携支援事業費補助金交付要綱

制 定 平成27年3月30日付第201400200732号
最終改正 令和8年3月25日付第202600004325号
鳥取県農林水産部長通知

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、もうかる6次化・農商工連携支援事業費補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、規則で定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、意欲ある農林漁業者、連携する食品加工業者等が行う6次産業化や農商工連携による取り組みを支援することにより、元気な農林漁業者等を育成し、地域農林水産業の振興、地域経済の活性化を図ることを目的として交付する。

(補助金の交付)

第3条 県は、前条の目的の達成に資するため、別表1の第1欄に掲げる事業について、次に掲げる者に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。

(1) 別表1の第1欄の(1)に掲げる事業（以下「直接補助事業」という。）を行う同表の第2欄に掲げる者

(2) もうかる6次化・農商工連携支援事業（6次産業型・農商工連携型）実施要領（平成27年3月30日付第201400200732号鳥取県農林水産部長通知）に基づいて認定されたプラン（以下「プラン」という。）に基づき行われる別表1の第1欄の(2)又は(3)に掲げる事業（以下「間接補助事業」という。）を行う同表の第2欄に掲げる者に対し、同表の第3欄に掲げる経費（以下「間接補助対象経費」という。）の額（仕入控除税額（間接補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。）を除く。）に同表の第4欄に定める率を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）以上の間接補助金を交付する同表の第5欄に掲げる者

2 本補助金の額は、次のとおりとする。ただし、別表1の第2欄に掲げる事業実施主体の区分ごとに同表の第7欄に定める額（以下「補助上限額」という。）を上限とする。

(1) 直接補助事業に要する別表1の第3欄に掲げる経費（以下「直接補助対象経費」という。）の額（仕入控除税額を除く。）から、当該補助事業内収入（本補助金を除く。）を控除した額に同表の第6欄に定める率（以下「補助率」という。）を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）以下とする。

(2) 間接補助事業の単年度におけるプラン1件当たりの支援事業については、間接補助対象経費の額（仕入控除税額を除く。）に補助率を乗じて得た額以下とする。

3 鳥取県産業振興条例（平成23年鳥取県条例第68号）の趣旨を踏まえ、補助事業の実施に当たっては、県内事業者（同条例第2条第1項の「事業者」の定義に従い、県内に本店、支店、営業所、事務所その他名称の如何を問わず、事業を行うために必要な施設を有して事業活動を行う者をいう。以下同じ。）への発注に努めなければならない。

4 第1項の規定にかかわらず、別表2の第2欄に掲げる事業区分に係る同表の第1欄の要件のいずれかに該当する事業については、間接補助対象経費の額（仕入控除税額を除く。）に同表の第4欄に定める率を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）以上の間接

補助金を交付する別表 1 の第 5 欄に掲げる者に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。

- 5 前項の規定により交付する本補助金の額は、第 2 項の規定にかかわらず、間接補助対象経費の額（仕入控除税額を除く。）に別表 2 の第 3 欄に定める率を乗じて得た額以下とし、かつ、別表 1 の第 2 欄に掲げる事業実施主体の区分ごとの単年度における支援事業に係る本補助金の額は補助上限額に 2 分の 3 を乗じて得た額以下とする。

（交付申請の時期等）

第 4 条 本補助金の交付申請は、知事が定める日までに行わなければならない。

- 2 規則第 5 条の申請書に添付すべき同条第 1 号及び第 2 号に掲げる書類は、様式第 1 号によるものとする。
- 3 本補助金の交付を受けようとする者は、事業実施主体が免税事業者、簡易課税事業者、特定収入割合が 5 %を超えている公益法人等（消費税法別表第 3 に掲げる法人及び同法第 2 条第 1 項第 7 号に規定する人格のない社団等をいう。）若しくは地方公共団体であるとき、又は簡易仕入控除税額が明らかでないときは前条第 2 項及び第 5 項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む直接補助対象経費又は間接補助対象経費の額に補助率を乗じて得た額（以下「仕入控除税額を含む額」という。）の範囲内で交付申請をすることができる。

（交付決定の時期等）

第 5 条 本補助金の交付決定は、原則として、交付申請を受けた日から 2 5 日以内に行うものとする。

- 2 本補助金の交付決定通知は、様式第 2 号によるものとする。
- 3 知事は、前条第 3 項の規定による申請を受けたときは、第 3 条第 2 項及び第 5 項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む額の範囲内で交付決定をすることができる。この場合においては、仕入控除税額が明らかになった後、速やかに、交付決定に係る本補助金の額（変更された場合は、当該変更後の額。以下「交付決定額」という。）から当該仕入控除税額に対応する額を減額するものとする。

（間接交付の条件）

第 6 条 本補助金の交付を受ける者（以下「補助事業者」という。）は、第 3 条第 1 項に規定する間接補助金（以下単に「間接補助金」という。）を交付するときは、その交付を受ける者（以下「間接補助事業者」という。）に対し、次の表の左欄に掲げる規則の規定（これらの規定中同表の中欄に掲げる字句を同表の右欄に掲げる字句に、それぞれ読み替えたものとする。）に準じた内容の条件を付さなければならない。

第 1 2 条 (第 4 項を除く。)、第 1 3 条、第 1 4 条、第 1 6 条第 2 項後段、第 1 7 条、第 2 5 条及び第 2 6 条	補助事業者等	間接補助事業者
	交付決定	間接交付の決定
	補助事業等	間接補助事業
	知事	補助事業者
	様式第 2 号による	補助事業者が定める
	対象事業	間接補助事業
	様式第 3 号による	補助事業者が定める
	補助金及び間接県費補助金等	間接補助金

（承認を要しない変更等）

第 7 条 規則第 1 2 条第 1 項の知事が別に定める変更は、次に掲げるもの以外の変更とする。

- （1）別表 1 の第 8 欄に定める変更
- （2）間接補助金の減額

2 第 5 条第 1 項の規定は、変更等の承認について準用する。

(間接的な変更等の承認)

第8条 補助事業者は、第6条の規定により付した規則第12条の規定に準じた内容の条件に基づき、間接補助事業について変更等の承認をしようとする時は、あらかじめ規則様式第2号による申請書を知事に提出して、その承認を受けなければならない。

2 第5条第1項の規定は、前項の規定による知事の承認について準用する。

3 補助事業者は、第1項に規定する条件に基づき、規則第12条第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)の別に定める変更等を定めるに当たっては、間接補助事業ごとに別表1の第8欄に定める変更並びに間接補助事業の中止及び廃止を定めてはならない。

(指示等の報告)

第9条 補助事業者は、第6条の規定により付した規則第13条又は第16条第2項後段の規定に準じた内容の条件に基づき、間接補助事業者に対して指示をし、又は間接補助事業者から報告を受けたときは、直ちにその旨を知事に報告しなければならない。

2 補助事業者は、間接補助事業者に対し、間接補助事業により整備した機械又は施設に、事業実施年度と間接補助事業名を表示するよう指示しなければならない。

(実績報告の時期等)

第10条 規則第17条第1項の規定による報告(以下「実績報告」という。)は、次に掲げる日までに行わなければならない。

(1) 規則第17条第1項第1号の場合にあつては、補助事業の完了の日から30日を経過する日又は完了の日の属する年度の翌年度の4月20日のいずれか早い日。

(2) 規則第17条第1項第2号の場合にあつては、補助事業の中止若しくは廃止の日から20日を経過する日。

(3) 規則第17条第1項第3号の場合にあつては、補助事業の完了予定年月日の属する年度の翌年度の4月10日。

2 規則第17条第1項の報告書に添付すべき同条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、様式第3号によるものとする。

3 補助事業者は、実績報告に当たり、その時点で明らかになっている仕入控除税額(以下「実績報告控除税額」という。)が交付決定額に係る仕入控除税額(以下「交付決定控除税額」という。)を超える場合は、間接補助対象経費の額からその超える額を控除して報告しなければならない。

4 補助事業者は、事業実施主体が仕入控除税額を含む額で交付決定を受けた一般課税事業者であつて、実績報告の後に、申告により仕入控除税額が確定した場合においては、確定次第速やかに、様式第4号により知事に報告を行うこととする。なお、その額が実績報告控除税額(交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、当該交付決定控除税額)を超えるときは、知事の返還命令を受けて、その超える額に対応する額を県に返還しなければならない。

(間接補助金の支払)

第11条 補助事業者は、間接補助事業にかかる本補助金の支払を受けたときは、その支払いを受けた額に応じた額の間接補助金を、遅滞なく間接補助事業者に支払わなければならない。

(間接的な財産処分の承認)

第12条 補助事業者は、第6条の規定により付した規則第25条第2項の規定に準じた内容の条件に基づき、財産の処分の承認をしようとするときは、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。

2 第5条第1項の規定は、前項の規定による知事の承認について準用する。

3 補助事業者は、第1項に規定する条件に基づき、規則第25条第2項ただし書の期間を定めるに当たっては、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数に相当する期間（同令に定めのない財産については、知事が別に定める期間）より短い期間を定めてはならない。

4 補助事業者は、第1項に規定する条件に基づき、規則第25条第2項第4号の財産を定めるに当たっては、次に掲げる財産を定めなければならない。ただし、当該財産以外の財産を定めることを妨げない。

（1）取得価格又は効用の増加価格が500千円以上の機械及び器具

（2）その他交付目的を達成するため処分を制限する必要があるものとして知事が別に定めるもの。

（補助金の返還等）

第13条 補助事業者は、第3条第4項及び第5項に基づき間接補助金の交付を受けた間接補助事業者が、別表2の第5欄に該当する場合は、速やかに間接補助事業者に対して様式第5号による届出を指示し、知事に報告しなければならない。この場合においては、交付された本補助金の額に3分の1を乗じて得た額を上限に、規則第21条第1項の規定により交付決定の一部を取り消し、規則第22条第1項により補助金の返還を命ずるものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

（1）天災等、間接補助事業者の責めに帰さないやむを得ない事情により別表2の第1欄の要件を満たすことが困難になったと認められる場合

（2）新型コロナウイルス感染拡大の影響により別表2の第1欄の要件を満たすことが困難になったと認められる場合で、同表の第6欄に定める期間内に同表の第1欄の要件を満たしたとき

（3）その他、農林水産部長が特に認めた場合

（収益納付）

第14条 補助事業者は、交付事業により取得し又は効用の増加した財産を処分したことにより収入があったときは、当該収入があったことを知った日から10日以内に、知事にその旨を報告しなければならない。

2 前項の場合において、知事がその収入の全部又は一部に相当する額を県に納付するよう指示したときは、補助事業者は、これに従わなくてはならない。

（財産に関する書類の保管）

第15条 補助事業者は、間接補助事業者に対し、当該間接補助事業により取得した財産について処分制限期間を経過するまでの間、財産管理台帳（様式第6号）及びその他関係書類を整備し、保管することを条件に付さなければならない。

（提出書類）

第16条 規則及びこの要綱の規定により県に提出する書類の提出先は次の表のとおりとする。

事業区分	事業実施主体	提出先
始動型（水産分野以外）	農林業者、加工グループ、農林産業を営む法人	東部農林事務所（八頭郡内に係るものにあつては、東部農林事務所八頭事務所）、中部総合事務所又は西部総合事務所（日野郡内に係るものにあつては、西部総合事務所日野振興センター）
	食品加工業者	東部農林事務所、中部総合事務所又は西部総合事務所
6次産業型（水産分野以外）		東部農林事務所（八頭郡内に係るものにあつては、東部農林事務所八頭事務所）、中部総合事務所又は西部総合事務所（日野郡内に係るものにあつては、西部総合事務所日野振興センター）

		あつては、西部総合事務所日野振興センター)
農商工連携型（水産分野以外）		東部農林事務所、中部総合事務所又は西部総合事務所
始動型、6次産業型又は農商工連携型（水産分野）		農林水産部水産振興局水産振興課

（雑則）

第17条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、農林水産部長が別に定める。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年7月15日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年3月30日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年3月27日から施行し、平成29年度事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成30年3月29日から施行し、平成30年度事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成31年3月14日から施行し、平成30年度事業から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年3月27日から施行し、令和2年度事業から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年3月26日から施行し、令和3年度事業から適用する。

附 則

この要綱は、令和4年4月8日から施行し、令和4年度事業から適用する。

附 則

この要綱は、令和4年9月28日から施行する。なお、この要綱の改正前の規定によりプランの認定を受けた事業については、従前の例による。

附 則

この要綱は、令和5年3月31日から施行し、令和5年度事業から適用する。なお、この要綱の改正前の規定によりプランの認定を受けた事業については、従前の例による。

附 則

この要綱は、令和5年7月12日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年10月5日から施行し、令和2年度事業から適用する。

附 則

この要綱は、令和6年3月22日から施行し、令和6年度事業から適用する。なお、この要綱の改正前の規定によりプランの認定を受けた事業については、従前の例による。

附 則

この改正は、令和7年3月24日から施行し、令和7年度事業から適用する。

附 則

この改正は、令和8年3月25日から施行し、令和8年度事業から適用する。

別表1（第3条、第7条、第8条関係）

1 事業区分	2 事業実施主体	3 補助対象経費	4 間 接 補助率	5 間接交 付主体	6 補助率	7 補助上限額	8 重要な変更
(1) 始動型	県内に事業所又は作業場等の拠点を有する次の者とする (1) 農林漁業者 (2) 加工グループ (3) 農林水産業を営む法人 (4) 食品加工業者（従業員20人以下の小規模企業者に限る。）	県産農林水産物又は県産ジビエを用いた6次産業化・農商工連携に係る加工品の商品開発・改良のための試作（OEM、委託製造の活用を含む。）、テスト販売、マーケティング等に係る経費（50万円未満の器具・備品の購入費を含む。）	—	—	1／2	500千円	本補助金の増額
(2) 6次産業型	県内に事業所又は作業場等の拠点を有する次の者とする (1) 農林漁業者 (2) 農林水産業を営む法人 (3) 農漁協・任意組織（規約を有すること）	6次産業化に係る推進活動及び施設・機械整備（ただし、30千円以上のもの）等 ※ただし、以下の経費については対象外とする。 ・不動産（土地代及び建築物）の購入及び土地基盤の整備 ・農林水産物の生産に係る施設・機械機器整備 ・県が行う認証又は許可等の申請に係る経費（継続認定等に係る調査手数料等を含む。）及び認証又は許可等の要件となる講習会参加等に係る経費（受講料、旅費等）	1／2	市町村	1／3	(1) 農林漁業者 3,000千円 (2) 農林水産業を営む法人 7,000千円 (3) 農漁協・任意組織（規約を有すること） 3,000千円／受益者（上限30,000千円）	間接補助金の増額
(3) 農商工連携型	県内に事業所を有する次の者とする (1) 食品加工業者 (2) 食品衛生法に基づく食肉処理業の営業許可を取得し、ジビエ（シカ、イノシシなどの狩猟の対象となり食用とする野生鳥獣、又はその肉）を主として扱っている事業者	農林漁業者（団体を含む。）と連携した取り組みに必要な施設・機械整備（ただし、30千円以上のもの） ※ただし、以下の経費については対象外とする。 ・不動産（土地代及び建築物）の購入及び土地基盤の整備	1／3	市町村	1／3	10,000千円	間接本補助金の増額

※補助事業対象経費が工事請負費及び委託費の場合は、県内事業者が発注したものに限り補助対象とする。ただし、やむを得ない事情で県内事業者への発注が困難と県が認めた場合については、この限りでない。

別表 2（第 3 条、第 13 条関係）

1 嵩上げ要件	2 対象となる事業区分	3 嵩上げ後の補助率	4 嵩上げ後の間接補助率	5 届出	6 猶予期間
(1) プランの期間内に食品にかかる海外認証等の取得が見込める場合	6次産業型	1 / 2	2 / 3	プランの期間内に認証等を取 得できない場合	プラン終了年度の翌年度 から起算し認定されたプ ラン期間と同等の期間
	農商工連携型		1 / 2		
(2) 事業実施主体又はその連携体が既に県外で行っている主たる加工品製造の全部又は一部を県内に移転するための事業であり、次に掲げる要件を全て満たす場合 ア 事業実施により、プラン終了年度の翌年度までに県外から移転する主たる加工品（以下「切り替え加工品」という。）の県内の取扱量又は取扱金額が県外を上回ること。 イ 整備する機械施設等は、切り替え加工品の製造に必要最小限な能力とすること。	6次産業型		2 / 3	プラン終了年度の翌年度に 第1欄(2)の要件を満たせない場合	
	農商工連携型		1 / 2		

様式第 1 号（第 4 条関係）

年度もうかる 6 次化・農商工連携支援事業計画書

1 プラン又は事業計画名
(事業区分：)

2 事業実施主体名

3 事業実施方針

4 事業の内容

種 目・項 目	数 量	単 価	金 額	備 考
		円	円	
		合 計	円	

※ 1 種目・項目欄には、機械・施設等の導入を予定している場合は上段に名称を記載し下段に仕様を括弧書きで記載すること。

2 事業を行うに当たって、自己資金の全部又は一部を、国又は県が行っている制度融資から融資を受けるために補助対象物件を担保に供することとしている場合、備考欄に「融資該当有」と記載の上、別紙 1 に融資の内容を記載して添付すること。

5 事業費の内訳

事業種目	事業費	内 訳			備 考
		県 費	市町村費	その他	
	円	円	円	円	
合 計					

6 嵩上げの内容等

要綱別表2の第1欄の区分	内容
(1) 海外認証等	認証制度名 () 認証取得見込時期 ()
(2) 県外加工から県内加工への「切り替え」	切り替え対象製品名 () 切り替え達成見込時期 ()

※要綱第3条第4項及び第5項に基づき本補助金の交付を受ける事業についてのみ記載すること

7 収支予算

(1) 収入の部

区 分	本年度予算額	前年度予算額	比 較 増 減		備 考
			増	減	
県補助金 市 町 村 そ の 他	円	円	円	円	
合 計					

※始動型のテスト販売等、事業内収入がある場合には記載すること。

(2) 支出の部

区 分	本年度予算額	前年度予算額	比 較 増 減		備 考
			増	減	
	円	円	円	円	
合 計					

8 事業完了予定年月日

9 県内事業者への発注（工事請負費、委託費に限る。）が困難である場合の理由

（県内事業者への発注が困難であることがあらかじめ判っている場合に理由を記載）

10 他の補助金の活用

(1) 活用の有無 （ 有 ・ 無 ）

※他の補助金の活用の有無について、「有」、「無」のいずれかに○をすること。

(2) 活用補助金の概要

※活用が有る場合は、補助金名やその事業内容、当該補助金に係る問合せ先（補助金を所管している部署名や団体名及び連絡先）を記載すること。

(3) その他

※補助事業の内容が建設工事で補助対象となる建物に対し、過去に補助金を活用して整備した実績がある場合は、当時の整備内容を記載すること。

※また、今後、当該建物（設備、備品を含む。）に他の補助金を活用する別の整備計画の予定がある場合はその内容を記載すること。

- 1 1 消費税の取扱い（一般課税事業者・簡易課税事業者・免税事業者・特定収入割合が5%を超えている公益法人等・地方公共団体・仕入控除税額が明らかでない一般課税事業者）

※消費税の取扱いについて当てはまるいずれかに○をすること。

- 1 2 添付資料等（事業採択に係る審査会に提出された資料と変更が無い場合は省略可能）

（1）「組織の規約」、定款及び支援事業の実施が承認された「総会議事録」の写し（農林水産業を営む法人、任意組織、農漁協等の場合）

（2）事業費の詳細が分かる資料（見積書等）

（3）機械等の詳細なカタログ並びに施設等の部材の積算資料、図面等、プラン又は事業計画に掲げた目標を達成するために必要な性能及び規模・内容であることが十分に比較・判断される資料

（4）特定のメーカーの機種を選定する場合は、「機種選定理由」を記入すること。

選定理由には、他のメーカーとの機能比較により、この機能がなぜ必要なのかを記入する。なお、機能比較は、客観的に判断できる資料を添付すること。

（5）施設を建設する場合は建設予定地の地目・地番の分かる資料、農地・建築等に関する関連法令等（農地法、農振法等）の手続が分かる資料

（6）農林漁業者との連携による食品加工に取り組む場合は、締結した契約書の写し

番 号
年 月 日

様

職氏名

年度もうかる6次化・農商工連携支援事業費補助金交付決定通知書

年 月 日付けの申請書（以下「申請書」という。）で申請のあったもうかる6次化・農商工連携支援事業費補助金（以下「本補助金」という。）については、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので、規則第8条第1項の規定により通知します。

記

1 対象事業

本補助事業の対象事業の内容は・・・・・・・・・・とする。

2 交付決定額等

本補助金の算定基準額及び交付決定額は、次のとおりとする。ただし、対象事業の内容が変更された場合におけるそれらの額については、別に通知するところによる。

- | | | |
|-----------|---|---|
| (1) 算定基準額 | 金 | 円 |
| (2) 交付決定額 | 金 | 円 |

3 経費の配分

本補助金の間接補助対象経費の配分及びその配分された経費に対応する交付決定額は、・・・・・・とする。ただし、対象事業の内容が変更された場合においては、別に通知するところによる。

4 交付額の確定

本補助金の額の確定は、補助対象経費又は間接補助対象経費の実績額について、もうかる6次化・農商工連携支援事業費補助金交付要綱（平成27年3月30日付第201400200732号鳥取県農林水産部長通知。以下「要綱」という。）第3条第2項及び第5項並びに第5条第3項の規定を適用して算定した額と、2の(2)の交付決定額（変更された場合は、当該変更後の額）のいずれか低い額により行う。

5 補助規程の遵守

本補助金の収受及び使用、補助事業の遂行等に当たっては、規則及び要綱の規定に従わなければならない。

なお、事業を行うに当たって、自己資金の全部又は一部を、国又は県が行っている制度融資から融資を受けるために補助対象物件を担保に供することとしている場合、かつ、その内容（金融機関名、制度融資名、融資を受けようとする金額、償還年数、その他必要な事項）が規則第5条の申請書に記載してある場合は、県の承認を受けたものとする。

6 補助金の返還

補助事業者は、要綱第3条第4項及び第5項に基づき間接補助金の交付を受けた対象事業者に対しては、要綱第13条の規定に準じた内容の条件を付さなければならない。

様式第3号（第10条関係）

年度もうかる6次化・農商工連携支援事業報告書

1 プラン名又は事業計画名
(事業区分：)

2 事業実施主体名

3 事業実施方針

4 事業の内容

種 目・項 目	数 量	単 価	金 額	備 考
		円	円	
		合 計	円	

※1 種目・項目欄には、機械・施設等の導入した場合は上段に名称を記載し下段に仕様を括弧書きで記載すること。

2 様式第1号（第4条関係）において、自己資金の全部又は一部を、国又は県が行っている制度融資から融資を受けるために補助対象物件を担保に供することとしている場合にあって、別紙1に記載した融資を受けようとする金額以外の項目に変更がある場合は、別紙2に改めて融資の内容を記載して添付すること。

5 事業費の内訳

事業種目	事業費	内 訳			備 考
		県 費	市町村費	その他	
	円	円	円	円	
合 計					

6 嵩上げの内容等

要綱別表2の第1欄の区分	内容
(1) 海外認証等	認証制度名 () 認証取得見込時期 ()
(2) 県外加工から県内加工への「切り替え」	切り替え対象製品名 () 切り替え達成見込時期 ()

※要綱第3条第4項及び第5項に基づき本補助金の交付を受ける事業についてのみ記載すること

7 収支決算

(1) 収入の部

区 分	本年度決算額	本年度予算額	比 較 増 減		備 考
			増	減	
県補助金 市 町 村 そ の 他	円	円	円	円	
合 計					

※始動型のテスト販売等、事業内収入がある場合には記載すること。

(2) 支出の部

区 分	本年度決算額	本年度予算額	比 較 増 減		備 考
			増	減	
	円	円	円	円	
合 計					

8 事業完了年月日

※事業完了年月日は、補助目的を達成し、かつ、補助対象経費の額が確定した日とする。

9 添付資料等

- (1) 事業費が確認できる資料（領収書、売買契約書の写し等）
- (2) 施設を建設する場合で設置場所の変更をした場合は、建設地の地目・地番が分かる資料、農地・建築等に関する法令等（農地法、農振法等）の手続が分かる資料
- (3) 施設を開設する場合で食品衛生法に基づく営業許可が必要な場合は、許可証の写しなど手続が分かる資料
- (4) 補助対象経費について、支払毎に経費区分、支払金額、支払先、支払日、支払方法を記載した一覧表を添付すること。ただし、支払件数が多数であることなどによりこれにより難しい場合は、証ひょう書の写しの保管などで代えることができる。
また、必要に応じて購入機器等の写真等を添付すること。
- (5) 始動型を活用した場合は開発・改良した加工品の概要が分かる資料（FCPシート、商品紹介資料、パンフレット等様式は任意）及びテスト販売やマーケティング等を実施した場合は実施結果が分かる資料

様

所 在 地
名 称
代表者名

年度もうかる6次化・農商工連携支援事業仕入控除税額確定報告書

年 月 日付第 号により交付決定のあったもうかる6次化・農商工連携支援事業費補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について、次のとおり報告します。

記

1 交付された補助金等の額の確定額

金 円

2 消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額

金 円

3 補助金の額の確定までに減額した仕入控除税額

金 円

4 補助金返還額（2から3の額を差し引いた額）

金 円

5 添付資料

- （1）消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の積算方法や積算内訳等を記載した書類
- （2）課税期間分の消費税及び地方消費税の確定申告書（写し）
- （3）課税売上割合・控除対象仕入れ税額等の計算表（写し）

様式第4号 別紙（第10条関係）

消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の計算方法や積算の内訳等を記載した書類

- 1 法人名
- 2 法人住所
- 3 代表者職氏名
- 4 補助事業名
- 5 補助金額
- 6 当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額
- 7 6の計算方法や積算の内訳

（1）補助対象経費（補助金の使途）の内訳

区 分						非課税仕入れ	合計
		課税仕入れ	課税売上 対応分	非課税売上 対応分	共通対応分		
経 費 の 内 訳							

（2）課税売上割合 %

（3）補助金に係る仕入控除税額の計算方法

鳥取県知事 様

事業実施主体

嵩上げ要件に係る届出書

もうかる6次化・農商工連携支援事業費補助金交付要綱（平成27年3月30日付第201400200732号鳥取県農林水産部長通知。以下「要綱」という。）第13条の規定に基づき下記のとおり報告します。

記

1 要綱別表2の第1欄の要件を達成できない理由

2 上記1にかかる今後の対応

※新型コロナウイルス感染症による影響により要綱別表2の第1欄の要件を満たすことが困難になった場合、以下を追記すること。

要綱別表2の第6欄に定める期間内に同表第1欄の要件を満たした場合、速やかに県に報告します。また、同表第6欄に定める期間内に同表第1欄の要件を満たさなかった場合、規則第22条第1項により、交付された本補助金の額に3分の1を乗じた額を上限に補助金を返還します。

様式第 6 号（第 1 5 条関係）

財 産 管 理 台 帳

事業実施主体名				事業実施年度			交付された補助金名								
事業の内容					工期		経費の配分				処分制限期間		処分の状況		概要
実施 年度	事業実施主体	工種構造 施設区分	施工箇所 又は 設置場所	事業量	着工 年月日	竣工 年月日	総事業費	負担区分			耐用 年数	処分 制限年 月日	承認 年月日	処分の 内容	
								県費 補助金	市町 村費	その他					
合 計															

- （注） 1 処分制限年月日欄には、処分制限の終期を記入すること。
2 処分の内容欄には、譲渡、交換、貸付け、担保提供等別に記入すること。
3 摘要欄には、譲渡先、交換先、貸付先、抵当権等の設定権者の名称又は交付金返還額を記入すること。
4 この書式により難しい場合には、処分制限期間欄及び処分の状況欄を含む他の書式をもって財産管理台帳に代えることができる。